

2019年9月6日

国立大学法人金沢大学
人事課長 山下 雅彦 様

金沢大学教職員組合
執行委員長 市原 あかね

2号年俸制について（質問）

2号年俸制に関して下記の質問への回答を求めます。なお、本質問は2019年3月12日付けで提出した内容とほぼ同様です。提出よりすでに半年が経過しておりますので、速やかな回答を求めます。なおその際、3月に行われた2号年俸制に関する就業規則変更の説明会でも言及された、現在月給制が適用されている教員に対して2号年俸制を適用することについての検討状況についても明らかにしてください。

記

1. 『金沢大学の新年俸制度の仕組みについて』のなかで、「基本給は、現行の教育職本給表（一）の2号給分を新年俸制の1号給にまとめ2で除した額に、12（月分）を乗じた額を基本給とする」と明記されていますが、具体的な算出方法を明らかにしてください。*2号年俸制規程第6条
2. 期末・勤勉手当相当額表（=2号年俸制規程 別表5）について、具体的な算出法表を明らかにしてください。*2号年俸制規程第11条
3. 業績勘案率表（=2号年俸制規程 別表4）において、業績評価区分毎に業績勘案率の範囲が定めてありますが、その範囲内において実際に適用する率を決める基準を明らかにしてください。

月給制における勤勉手当については、成績率（月給制の給与規程第31条）が適用されていますが、業績勘案率と成績率はどのような関係にあるか明らかにしてください。月給制から2号年俸制に移行したと仮定して、現在（月給制下）の評価（成績率）が2号年俸制下の業績勘案率ではどのようなようになるか、具体的なシミュレーションを示してください。

4. 基本給と業績給の見直しを人事院勧告に対応して行うかどうか、行うのであればその具体的な方法を明らかにしてください。旧年俸制については、「月給制教員の給与改定があった場合は、年俸制においても本給表の水準や業績給部分の積算方法を改定する。ただし、実際の年俸額への反映は、次の年俸改定時に実施（期間中の改定はおこなわない）」との説明がありました。
5. 2019年3月12日付けで質問した、年俸の期間については、2号年俸制規程で確認しましたので、回答は不要です。
6. 昇給については、月給制と同様に60歳超から昇給抑制がなされます（2号年俸制規程 第7条 別表3）。旧年俸制では昇給抑制がないため、旧年俸制から2号年俸制へ移行する場合は不利になると考えます。また是非は別として、一定の年齢を超えた場合に昇給を抑制することは年俸制の趣旨に反すると考えますが、いかがでしょうか。
7. 『金沢大学の新年俸制度の仕組みについて』のなかで、「期末手当相当額」「勤勉手当相当額」の両方が、業績給に含まれるとされています。しかし、業績勘案率が適用されるのは、「勤勉手当」のみです。にもかかわらず「期末手当相当額」を業績給として取り扱う意図を明らかにしてください。期末手当相当額についても、何からかの形で業績評価を反映する仕組みがあるのでしょうか。
8. 月給制下で行われている教員評価（1次評価の確定評価、2次評価）が2号年俸制においても活用されるという理解でよいでしょうか。またその場合は、昇給区分の割合についても現状から変更は無いと理解してよいでしょうか。*新規

以上